

意スベシ

歩行者、自轉車乗用者又ハ動物ノ傍ヲ通過シ若ハ之ヲ追越サントスルトキハ、之等ノモノトノ間ニ充分ノ間隔ヲ置クヲ要ス、道路泥濘ノ際ハ之等ノモノニ飛沫ヲ掛ケザル様注意スベシ、馬及馬車ニ對シ特ニ注意スベシ

自動車ノ接近ニ依リ恐怖シ若ハ強情トナル馬其ノ他ノ動物ヲ管理スル者ヨリ要求ヲ受ケ又ハ信號ヲ受ケタルト

キハ、徐行又ハ停車スベシ、羊、家畜又ハ獵犬ノ一群ニ出會ヒタルトキハ、停車スル用意アルヲ要ス

自動車ト同一側ニ於テ、歩行者及ビ引率セラレタル動物ニ出會フ用意アルヲ要スルコトヲ記憶セヨ（註）

註 歩車道の區別なき道路に於ける歩行者又は引率せられたる動物は右側通行を爲すが故なり。前掲第八條、第九條參照）

## 府縣市町村より見たる道路事業（四）

平 井 良 成

### 明治維新直後の政情

以上叙述したる如く我邦に於ては明治維新新政後歳月を

な關係あることと思ふのである。故に以下少しく之れを叙述する。

### 五條の誓書

經るに従つて地方自治制度の確立に向つて歩武を進むることとなつたのであるが斯る趨勢を誘致したるは政界の事情に外ならない。仍て當時の政情を略述することは尤も緊切

徳川幕政を打倒し封建の制を革正したる王政復古明治維新の事業は眞に千古の一大鴻業である。國運一轉して王權

は恢復せられ茲に新政は布ることとなつたが假令維新の大業の基礎は成ると雖も徳川幕府の惠澤に浴したる者や、革命を喜ばざる固陋の徒は各地に在つて新政に親まず假令新政に歸順せる者も未だ以て歸趣する處を知らない状態である。西、歐羅巴に在ては普國の國勢隆盛に向ひ宰相ピスマークの威力は赫々として四隣を壓して勃興の機運は天に冲せんとする秋であつて我國亦將に新歴史の第一頁を彩らんとして國運振張の計を樹てねばならぬ政情を呈した。茲に於て國是確立の議が生じたのである。之れが彼の五條の誓勅として現はれた。則ち東久世通禧伯の回顧に依れば「當時は舊習惡弊が多く、名は革新の政令と云ながら、實は苦々しき事ばかりであつた、そこで第一に建議したのは、當時世上では長州が朝廷を擁して徳川を倒すとか薩州が萬事を切盛りするとか、甚だしいのは天下は長州が取るか、薩州が取るか、必ず兩藩の中が將軍になるであると云ふ噂が行はれる。是容易ならぬ事で、爲めに人心疑惑して、諸侯の心離反するに至るかも知れぬから、急に諸侯を集めて、

天皇より親しく東征の御主意を御親諭になり、諸侯をして連署の誓書を差上ぐる様にさせ、正々堂々と錦旗を關東へ御下しになるがよい。また御政治はすべて公論によつて私なく御施行なされたいと云ふ様な事を申立た」と云ふに在る。夫れかあらぬか明治憲政經濟史論に依れば福岡の談として「元來私ノ考ヘデハ當時我日本ノ國是ヲ如何ニスベキカニ就イテハ、各自私見ヲ抱キ居リ、銘々勝手ニ斯ル草案ヲ持ツテキタコト思ふ」とあるが兎にも角にも五條の誓勅は簾前御規約草案と名づけられ、制度調査の任を奉じて夙に座上の墨地に就き筆を執つて起草したのは由利公正（當時三岡八郎）と福岡孝弟が當時福岡藩次であると云ふことは周知の事である。此二人に依つて起草せられ推敲研究せられた結果、

- 一、廣く會議を興し萬機公論に決すへし
- 一、上下心を一にして盛に經綸を行ふへし
- 一、官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしむことを要す

一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし

一、知識を世界に求め大に皇基を振起すべし

との御誓書となつた即ち明治元年三月十四日天皇紫宸殿に出御あらせられ、親しく幣帛の御玉串を奉獻し御神拜あらせられて、復座あらせらるや、三條總裁進んで神位を拜して御誓書を奉讀す。乃ち天皇親ら諸侯百官を曾し、天地神祇に誓約あらせられた。尙同時に群臣に對して勅語を下さつた。

我國未曾有ノ變革ヲ爲サムトシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、

天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立テムトス、衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。

と有栖川太宰帥熾仁親王、進んで先づ、神位を拜し、次に玉座を拜しつゝ奉答して曰ふに、「勅意宏遠、誠に以て感銘に不堪。今日の急務、永世の基礎、此他に出づべからず、臣等謹て勅旨を奉戴し、死を誓ひ勉勉從事翼くは以て宸襟を安じ奉らん」と而して三條總裁以下公卿諸侯、一人づゝ就約した。斯く嚴肅な儀式を以て五條の御誓書は公布せられたが同日左の宸翰が國內に宣布せられた。

「朕幼弱ヲ以テ粹ニ大統ヲ紹ギ、爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ、列祖ニ事ヘ奉ランヤト、朝夕恐懼ニ堪ヘズ、竊ニ考フルニ、中葉朝政衰ヘテヨリ、武家權ヲ專ニシ、表ニハ朝廷ヲ推尊シ、實ハ敬シテ是ヲ遠ケ、億兆ノ父母トシテ絶エテ赤子ノ情ヲ知ルコト能ハズ。遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニ成リ果テ、其方爲ニ今日朝廷ノ尊重ハ、古ニ倍セシガ如クニテ、朝威ハ倍々衰ヘ、上下相離ル、コト霄壤ノ如シ。斯ル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ。今般朝政一新ノ時ニ膺リ、天下億兆、一人モ其ノ所ヲ得ザルトキハ、皆朕ガ罪ナレハ、今日ノ事、朕自ラ身骨ヲ勞シ、心志ヲ苦メ、艱難ノ先ニ立チ、古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ、治績ヲ勤メテコソ、始メテ天職ヲ奉ジテ億兆ノ君タル所ニ背カザルベケレ。往昔列祖萬機ヲ親シ不臣ノ者アレバ、自ラ將トシテ之レヲ征シ給ヒ、朝廷ノ政、總ベテ簡易ニシテ、此ノ如ク尊重ナラザルガ故ニ、君臣相親ミ、上下相愛シ、德澤天下ニ洽ク、國威海外ニ輝キシナリ。然ルニ近來宇内大ニ開ケ、各國四方ニ相雄

飛スルノ時ニ當リ、獨リ我國ノミ世界ノ形勢ニ疎ク、舊習ヲ固守シテ、一新ノ効ヲハカラス、朕徒ニ九重ノ中ニ安居シ、一日ノ安キヲ偷ミ、百年ノ憂ヲ忘ル、時ハ、遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ、上ハ列聖ヲ辱メ奉リ、下ハ億兆ヲ苦シメンコトヲ恐ル。故ニ朕コ、ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ偉業ヲ繼述シ、一身ノ艱難辛苦ヲ問ハズ、親ク四方ヲ經營シ、汝億兆ヲ安撫シ、遂ニ萬里ノ波濤ヲ開拓シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富岳ノ安キニ置カンコトヲ欲ス。汝億兆、舊來ノ陋習ニ慣レ、尊重ノミヲ朝廷ノ事ト爲シ、神州ノ危急ヲ知ラス、朕一タビ足ヲ舉グレバ非常ニ驚キ、種々ノ疑惑ヲ生ジ、萬口紛々トシテ朕ガ志ヲナサザラシムル時ハ、是レ朕ヲシテ君タル道ヲ失ハシムルノミナラズ、從ヒテ列祖ノ天下ヲ失ハシムルモノナリ。汝億兆能ク朕ガ志ヲ體認シ、相率キテ私見ヲ去リ公議ヲ採リ、朕ガ業ヲ助ケテ、神州ヲ保全シ、列祖ノ神靈ヲ慰メ奉ラシメバ、生前ノ幸甚ナラン」

と時は明治維新の非常時局である。舉國一致振張の秋であ

る。而して叡慮は如何、謹んで察するに宇内の各國は強を争ひ覇を競ふて居る。此時に當つて我邦漸く封建の迷夢より目覺めて列國に伍せんとするのである。一步を過ては東洋の一孤島として文化の落伍民族として取り殘さるる運命に遭遇して居る。眞に我日本國の興廢は此際の一舉に在る、賢明なる天子其位にあらせられて退嬰萎縮主義でなく積極的に君民一致眞個に國を擧げて國運の振興に努むる所あらんことを聲明あらせられた。即ち「獨リ我國ノミ世界ノ形勢ニ疎ク舊習ヲ固守シテ一新ノ効ヲハカラス朕徒ニ九重ノ中ニ安居シ一日ノ安キヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ル、時ハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖ヲ辱メ奉リ下ハ億兆ヲ苦シメンコトヲ恐ル」と恭謙躬ら責めて至らざるなく國を憂ひ民を思ひ率先して其決意の存する處を啓示し玉ふ。更らに「萬里ノ波濤ヲ開拓シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置カンコトヲ欲ス」と偉大にして宏恢なる聖志を明かにせられて「汝億兆能ク朕ガ志ヲ體認シ相率キテ私見ヲ去リ公議ヲ採リ」と國民をして協戮邁往錦旗の下に在つて微塵も私

慾私見の存在を許さず、官民一致克く更始一新の偉業をして其有終の美を濟さしめよとの聖旨である。此詔勅を拜誦し上下を擧げて發憤興起する處があつたので明治中興の國運に到達したのである。舉國振張とは實に九重雲深き處より發露せられた力が街頭や田畝に光被せらるることに外ならぬのである。

明治聖皇年の八月二十七日を以て即位の大禮を行はせ玉ふて後九月八日詔して、

「朕否徳ト雖幸ニ祖宗ノ靈ニ頼リテ鴻緒ヲ承ケ萬機ヲ躬ラス乃チ元ヲ改メテ海内億兆ト更始一新セント欲スソレ慶應四年を改メテ明治元年ト爲シ自今以後舊制ヲ革易シテ一世一元以テ永式トセン」

と翌二年正月二十三日島津薩藩主、毛利長藩主、鍋島佐賀藩主、山内土佐藩主連署して版籍奉還の議を上つた其文に曰く、

臣某等頓首再拜謹んで案するに朝廷一日も失ふ可らざる者は大禮也、一日も假す可らざる者は大權也、天祖肇て國

を開き基を建て給ひしより皇統一系萬世無窮普天率土其有に非ざるは無く其臣に非ざるは無し是れ大體となす。且與へ且奪ひ爵祿以て下を維持し尺土も私に有すること能はず。在昔朝廷の海内を統馭する一に此に由り聖躬之れを親らす。故に名賞並立て天下無事也。中葉以降綱維一たび弛み權を弄し柄を争ふ踵を朝廷に接し其民を私し其土を攘む者天下に半して遂に擽噬攘奪の勢成り朝廷守る所の體なく乘る所の權なくして之れを制馭すること能はず。姦雄迭に乘し弱の肉は強の食となり其大なる者は十數州を併せ其小なる者猶ほ士を養ふこと數千所謂幕府なる者の如きは土地人民を擅にして其私する所に頒ち以て勢權を扶植せり是に於て乎朝廷徒に虚器を擁し其鼻息を窺ふて休戚を爲すに至る。横流の極滔天回らざる者茲に六百有餘年、然れとも其間往々天子の名爵を假りて其土地人民を私するもの跡を蔽へり是れ固より君臣の大義上下の名分萬古不拔の者あるに由る。方今大政新に復し萬機之れを親らす實に千歳の一機、其名ありて其實無かる

可らず。其實を擧ぐるは大義を明かにし名分を正すより先なるは無し。嚮に徳川氏の起るや古家舊族天下に半す。依つて家を興す者も亦多し。而して其土地人民之れを朝廷に受くると否とを問はず因襲の久しき以て今日に至る。世或は謂らく是れ祖先鋒滴の經始する所と。吁何ぞ兵を擁して官庫に入り其貨を奪ひ是れ死を犯して獲る所のものといふに異らんや。庫に入るものは人其賊たるを知る。土地人民を攘奪するに至つては天下之を怪ます。

甚哉名義の紊壞せることや。今や丕新の治を求む。宜く大體の在る所大權の繋る所毫も假す可らず。抑臣等居る所は即ち天子の土臣等牧する所は即ち天子の民なり安ぞ私に有す可けんや。今謹で其版籍を收めて之れを上つる願くは朝廷其宜に處し其與ふべきは之れを與へ其奪ふべきは之れを奪ひ凡そ列藩の封土更らに宜く詔令を下し之れを改め定むへし。而して制度典型軍旅の政より戎服機械の制に至るまで悉く朝廷より出で天下の事大小となく皆一に歸せしむへし。然後に名實相得始て海外各國と並

立すべし。是朝廷今日の急務にして又臣下の責也。故に臣等不肖謏劣を顧みず敢て鄙衷を獻す。天日の明幸に照覽を賜へ。臣某等恐誠惶頓首再拜以て表す」

と藩籍奉還の此請奏には他の諸藩も之れに共鳴した。封土版籍を依然として封建の儘に委し置くときは更始一新して中央集權を確立せんとするも其實績を擧ぐることは不能なりと言はざるを得ない。須らく國土を擧げて統一し封建制據の制を革めて郡縣劃一の制と爲すべきものである。版籍奉還の請奏は寔に時世に適應した措置である。此請奏の主旨の實行に依つて明治維新は基礎づけられたのである。此請奏は實に二年六月に至つて採用せられた。夫れで各藩主所帶の官職を罷めて家祿を定め公卿諸侯の稱を廢して華族とした。其舊藩土には藩知事を置くこととなつた。

### 東京の奠都

京都の地は關西地方を統治するには敢て不便なりと云ひ得ざるも我國土の南、沖繩縣より北、北海道に至る全地に君臨するには東京を以て中央政府所在の地と爲すを適當なり

とす。況んや當時徳川氏の恩顧を憧憬し尙徳川氏の末路に對し同情の念に堪へざるものあつて心中平穩を缺くの徒なきにあらざる状態の下で此等を鎮撫する上から觀ても東京の奠都は必須的の企であると思料する。乃ち明治二年三月七日聖駕京都を發し東幸す。先是太政官は既に東京に移されてゐる。中央政府全體の移轉するは必至的のものとなつた。此奠都は明治維新史の一期を劃したるものと云はざるを得ない。明治元年七月十八日渙發の詔を拜誦するに及んで奠都都名改稱の事由を知ることを得る。

### 江戸ヲ東京ト稱スル詔

朕今萬機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス江戸ハ東國第一ノ大鎮四方幅濶ノ地宜シク親臨以テ其政ヲ視ルヘン因テ自今江戸ヲ東京トセン是朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ衆庶此意ヲ體セヨ

先見帝都を東京に移すべきか大阪に轉すべきか廟堂に於ては大に意見を闘はしたることである。即ち歳の一月十七日施政の方針を諮る所があつた其時大久保利通は「古より小

康に安んずるものは大成を期す可からず。願くは殿下(熈仁親王)心を經國の大體に存し一日も戰を忘れざらんことを。茲に一事の以て英斷を要せざる可からざるものあり。他無し石清水神社に詣し尋て大阪に遷幸し姑く鶴を此處に駐めさせ給はんことはあり。此の如くんば朝廷の積弊を洗滌し天下の耳目を一新し紀綱を振張するに足らん」と同月二十三日に至つて大阪遷都の議を上つたのである。其文に曰く、

遷都の地は浪華に如くべからず。暫らく行在を被レ定治亂の體を一途に据へ大に爲す事あるべし。外國交際今日の如き大變態開闢以來未曾て聞かざる所なり。然るに尋常定格を以て豈是に應ぜらるべきや。今一戰官軍勝利と爲り巨賊東走すと雖も巢穴鎮定に至らず。各國交際永續の法立たず。列藩離叛の方向定まらず。人心恟々百事紛紜として復古の鴻業未其半に至らず纔に其端を開きたる物と言ふべし。然れば朝廷上に於て一時の勝利を恃み永久治安の思を爲され候ては則ち北條之跡に足利を生じ前姦

去つて後姦代るの覆轍を踏ませられ候は必然たるべし。依つて深く皇國を注目し觸視する所の形跡に拘らず廣く宇内の大勢を洞察し給ひ數百年來一塊したる因循の腐臭を一新し官武の別を放棄し國內同心合體一天の主と申し奉るものは斯く迄に有り難きもの下蒼生といへるものは斯く迄に頼もしきものと上下一貫天下萬人感動涕泣致し候程の御實行舉り候事今日の急務の最急なるべし。是迄の通主上と申し奉るものは玉籙の内に在し人間に替らせ玉ふ様に纔かに限りたる公卿方の外拜し奉ることの出來ぬ様なる御さまにては民之父母たる天賦の御職掌には大に反戾したる譯なれば此御根本道理適當の御職掌定りて初めて内國事務の法起るべし。右の根本を推究して大變革せらるべきは遷都の典を擧げらるゝに在るべし。如何となれば弊習と云へるものは理に非ずして勢に在り。勢に觸視する所の形跡に歸すべし。今其形跡上の一二を議せんには 主上の在す所を雲上と云ひ公卿方を雲上人と唱へ、龍顏は拜し難きものと思ひ玉體は寸地を踏み給は

ざるものと餘り推尊奉りて自ら分外に尊大高貴なるものゝ様に思食させられ終に上下隔絶して其形今日の弊習と爲りしものなり。敬<sub>レ</sub>上愛<sub>レ</sub>下は人倫の大綱にして論なき事ながら過ぐれば君道を失はしむるの害なるべし。仁徳帝の時を天下萬世稱讚し奉るは外ならず即今外國に於ても帝王從者一二を率ゐて國中を歩き萬民を撫育するは實に君道を行ふものと謂ふべし。然れば更始一新王政復古之今日に當り本朝の聖時に則らせ外國の美政を厭するの大英斷を以て擧げ給ふべきは遷都に在るべし。是を一新の機會にして易簡輕便を本にし數種の大弊を抜き民之父母たる天賦の君道を履行せられ命令一度下りて天下慄動する所の大基礎を立、推及し給ふに非ざれば皇威を海外に輝かし萬國に御對立あらせられ候事叶ふ可からず。

一、遷都之地は浪華に如く可からず。暫く行在を被定治亂の體を一途に据へ、大に爲すことあるべし。外國交際の道富國強兵の術攻守の大權を取り海陸軍を起す等の事に於て地形適當なるべし。尙其局々の論あるべし



んや。贅せず。

右内國事務の大根本にて今日寸刻も置くべからざる急務と奉<sub>レ</sub>存候。此儀行はれて内政の軸立ち百目の基本始めて擧るべし。若眼前些少の故障を顧念し他日に譲り給はゞ行はるべきの機を失し皇國の大事去ると云ふべし。仰き願くは大活眼を以一斷して卒急御施行あらんことを千祈萬禱し奉り候。死罪

と此大久保の意見に對し岩倉公は三條公に謂て曰く「大久保遷都の議は千古の卓見なりと雖も今遽に之を採用せば群議百出して徒に紛擾を招くに過ぎざるのみ。因て車駕親征の典を擧げ先づ大阪に幸して海軍を親閲し暫らく跡を此地に駐め太政官代を行在所に移さるゝときは天下の耳目を一新し紀綱を恢張するに足るものあらん」と乃ち三月下旬大阪に幸せられて海陸軍を親閲せられたのであるが時に江藤新平等遷都の急務を論じ岩倉副總裁に對し遷都の已むべからざるを論じたが其末文は左の通りである。

(前略)

一、慶喜へは成丈け別城を御興へ江戸城は急速に東京と被<sub>レ</sub>相定<sub>ニ</sub>乍<sub>レ</sub>恐天子東方御經營御基礎の場と被<sub>レ</sub>成度江戸城を以て東京と被<sub>レ</sub>定行々之處は東西京の間鐵路をも御開き被<sub>レ</sub>遊程の事無<sub>レ</sub>之ては皇國後來兩分之患なきにもあらずと被<sub>レ</sub>考候。且東方王化にそまざる事數千年に付於<sub>レ</sub>當時も江戸城は東京と被<sub>レ</sub>相定候御目的肝要と奉<sub>レ</sub>存候。是は策略も謀計も入らざる事に而、公明正大に皇國の振令且つ皇威煌揚之基礎より後來の患慮等まで腹心をひらき慶喜へ御諭し相成候はゞ必然慶喜拜承心服可<sub>レ</sub>仕候。於<sub>レ</sub>是右之通り公然御普告江戸を以て東京と被<sub>レ</sub>相定候はゞ東方の人民も甚だ安堵大悅可<sub>レ</sub>致候。さらば皇威を光張し東方を鎮定し後來を維持す此れ是の間の御處分如何に極り可申候。如<sub>レ</sub>此は其關係甚大なりとす深く御考量奉<sub>レ</sub>希望候也。

鳳聲御東下無<sub>レ</sub>之ては此機會去り可<sub>レ</sub>申歟。

鳳聲御東下之折に當り徳川氏の惡政を順々御除き深く下民の疾苦を御察し極て善美の政を御興し被<sub>レ</sub>成度所

謂祭忠臣之墓表孝子之門田租を除き廢疾を憫み賢士の才を拔擢し滯留の獄を決し匹夫匹婦も其所を得せしめ以て人心を收攬し皇澤を下通す等鳳輦御東下無<sub>レ</sub>之ては是ととも、うまくは行われ間敷尤も之を爲すは極めて人を得るに可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候

夫れ事小なりと雖も日月を送り紛亂を招くと事大と雖も速に落成し日月を不<sub>レ</sub>費と利害得失如何候哉。

御考量奉<sub>レ</sub>希候也。罪當萬死。

此江藤の東武遷都論は慶應四年四月一日大木民平江藤新平兩人の連署にて岩倉副總裁に提出したものである。偶々榎本の一黨王師に抗するの報ありたる爲めに人心の鎮定を俟て後東幸する事となつたが之を耳にした江藤等は以爲く、「是れ國家百年の大計を誤るものなり」と死を期して上表した。即ち

### 東京御幸遲延を諷むるの表

謹而奉<sub>レ</sub>奏聞<sub>レ</sub>候東京御幸之儀尹宮御陰謀露顯の事出來其上開陽鑑其外脱出の事相響き都下人心洵々於<sub>レ</sub>雲上御疑

被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候哉に付御遲延可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>と傳承仕候。臣甚以

相驚大息無限次第にて御座候。先度東京へ御親臨被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候儀海内海外へ御布告相成東京府中の人民初めて安堵に相赴き關東八州之事情漸く安業の場に相移り熟ら其光景を相察し候處鳳輦既に發都と申御專傳承仕候は駿東十三州府縣の人民耳目立に一新奥羽の民心立に定まり乍<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>聖上の叡斷海外に相轟國本固立天下大定憲に以て恐悅至極至大至喜何以加焉。夫欲<sub>レ</sub>大定<sub>レ</sub>天下<sub>レ</sub>者先づ人の耳目を新にするに在り。夏殷周革<sub>レ</sub>禮も是所<sub>レ</sub>以新<sub>レ</sub>人の耳目也。人の耳目を新にすると云ふは衆の方向を定むる所なり。方向已に定る是國本始て立也。苟も國本不<sub>レ</sub>立一時千才は雖<sub>レ</sub>止紊亂は在<sub>レ</sub>其中也。今駿東十三州は開闢以來風聲不<sub>レ</sub>至武將之恩威を仰望するのみ。故に今御維新の御時と雖も只無主宰之思を爲し外は承順すると雖も内は實に疑惑を致す次第に御座候。何分にも方向定ると不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>謂也。方向不<sub>レ</sub>定は國本立不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>謂也。故に臣以爲<sub>レ</sub>關東八州の人民耳目一新方向相定時は假令奥羽御

平定は程延候とも不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>患<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>又關東八州之人民耳目一新  
 方向不<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>定時は奥羽は御平定被<sub>レ</sub>遊候共紊亂の兆自在  
 其中譯にて御座候得ば關八州の人民方向の定否は實に  
 乍<sub>レ</sub>恐聖代の御盛事に關係仕候事にて御座候。且古人云武  
 王一怒天下大定。誠哉言也今脫艦之事輦下に傳聞仕候は  
 必大に其不<sub>レ</sub>道を逆鱗まし<sub>レ</sub>十日に被<sub>レ</sub>遊御出輦  
 候事も五日に御出輦被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候位の儀に相成候は<sub>レ</sub>徳川  
 氏之家來共も大に畏<sub>レ</sub>諸藩の子弟も大に畏<sub>レ</sub>海内懼然と  
 して王威に恐順可<sub>レ</sub>仕。就中關東の人民は恭敬畏服覺然  
 夢の醒たる如き之思をなし方向立に大定と奉<sub>レ</sub>存候。然に  
 脫艦之事にして若し御幸も御遅延にも相成候は<sub>レ</sub>第一に  
 海外に前段御布告にも相成候末に付ては即海内海外へ御  
 信義を御失ひ被<sub>レ</sub>遊候事に相成殊には此脫艦之事にて所  
 謂一怒大定の機會を失ひ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候御儀相成。且脫艦之  
 事誠に情實を以て論候は<sub>レ</sub>困窮之者無賴之夫食之爲に出  
 候弱兵を率て何處之港に參り候共揚陸致候戰候事は不<sub>レ</sub>  
 出來若<sub>レ</sub>出來候者は即始に會津庄内へ參り候也。況や七百

人許り乗せ候船一艘は常州銚子沖に覆沒致候趣必脫艦一  
 同蝦夷へ渡候と申事有之是定て實説なるべし。此寒に向  
 て蝦夷行も不智の至也。若し形勢を以論候は<sub>レ</sub>所頼會津  
 も已に城下を失ひ已亡の勢不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>頼也。欲<sub>レ</sub>援とも弱兵  
 難<sub>レ</sub>奈若し夷人欲<sub>レ</sub>托は外夷は已に交際の道相立公論談判  
 を以て夫々御處置相成縱令一夷欲<sub>レ</sub>援とも餘夷の論を相  
 顧み將又徳川氏の難<sub>レ</sub>起は外夷も已に所<sub>レ</sub>知何之爲め一艦  
 を相援んや若し可<sub>レ</sub>援と思候は<sub>レ</sub>上野一擧以前に相援可<sub>レ</sub>  
 申候と奉<sub>レ</sub>存候且東海道杯にて鳳輦を奪ふ杯之説も有<sub>レ</sub>之  
 可<sub>レ</sub>申哉なれ共是は何之爲めに如是事をせんや。且聖上  
 御幸六軍從<sub>レ</sub>之諸藩奉護何ぞ足<sub>レ</sub>患哉夫れ如此事情を以て  
 論候得共臣考<sub>レ</sub>之却て非<sub>レ</sub>愛<sub>レ</sub>君と奉<sub>レ</sub>存候。譯は人臣職と  
 して在<sub>レ</sub>堯<sub>レ</sub>舜其君<sub>レ</sub>然るに御幸無<sub>レ</sub>之候は<sub>レ</sub>前段關東人民  
 の折合惡敷且方向不<sub>レ</sub>定左候て兆民を塗炭に御救被<sub>レ</sub>遊候  
 御趣意不<sub>レ</sub>相貫<sub>レ</sub>候へば乍<sub>レ</sub>恐御仁德に一點の曇り懸る也。  
 經云與<sub>レ</sub>國人<sub>レ</sub>交止<sub>レ</sub>千信。故に徒木伐原之信すら古人稱<sub>レ</sub>  
 之。然るに若堂々たる御布告旨に御施相成左候て御幸御

遅延候へは乍レ恐御大信を御失ひ被レ遊候御事に移行可レ申と奉レ存候。諸藩之兵士唯々朝廷之御爲めと其主其主の勇みに由り親被レ討候共子不レ顧子被レ討候共親不レ顧兄の屍を超へて弟進み弟の死を餘所にして兄進み流血染野終に賊窟を屠り盡して己に欲レ得レ賊首一本雖レ倚入望豈非レ倚聖運一哉。神武天皇御身執レ戈東上御中興之御大業を御定被レ遊。神皇后は海外に被レ爲レ渡三韓を御定被レ遊如レ此御雄武御聖斷にて被レ爲レ踏危難候譯之處瑣々たる弱賊孤艦脱出迎御幸にも御遅延にも相成候はゞ前段戰士何と歎思はんや。天下又た雲上は干レ今武勇無レ之といわん哉。然らば乍レ恐御武徳相缺可申と奉レ存候。夫御維新之時に當乍レ恐陛下萬一前段仁信武之三徳を御失ひ被レ遊候事にも移行候はゞ人臣たるもの堯舜其君と不レ可レ謂也。苟も如レ此譯にて候得ば眼前は危しと哉何と哉申御幸御遅延を申上候は乍レ恐雖レ如レ愛陛下實は不レ愛也。是事君以レ姑息也。臣愚謹而察するに若し御幸永く御遅延被遊候事にも相及候はゞ天下の事は去り可レ申と奉レ

存候。因て若し其通り御幸御遅延被レ遊御事にも相成候はゞ伏而願は臣即ち御暇を賜はり歸藩被レ仰下度奉レ希願候。

若又前條臣所論は暴言過當實に大不敬之極に候得ば臣身は即車裂被レ仰付候共急速御幸の御運相成駿東十三州臣民の方向相定り天下の御基本相立候はゞ無此上難有仕合に奉レ存候。此旨捧レ狀以聞仕候。恐惶々々頓首再拜。

明治元戊辰七月

鎮將府判事

江藤新平胤雄

此上奏は言々眞心を吐露し身を以てしたるもの其誠意は人神を動かす力あるべきは明かである。曩に五箇條の御誓書演發せらるゝや總裁公卿諸侯は死を誓ひて聖旨の徹底せんことに努力すべきを奉答したが今また江藤は死を以て東武選都の速行を奏聞す。非常時局に際し眞に國家を憂ふる者の體度と勇氣とは正に如斯あるべきであらう。死を畏れて其主張を曖昧に付し一身の安穩を圖りながら憂國者は己れの外になしと公言して憚る處なきが如き徒輩の心事や果

して如何。

此奏聞あつて後朝廷は群議を排し東京に大鼎を奠められて茲に中央政府の確立を見、東京を以て永遠に鞏固の地と定められた。然れど列藩は尙其の兵力を擁して割據する、岩倉具視は京都に留り大久保利通は鹿兒島に赴き木戸孝允も東京の地を去り中央政府の重鎮は唯三條公あるのみ而かも政府援なく孤立の狀あるに乗じ各地の不平等は政府を攻撃し内治外交共に統一する所なく折角の革政も容易ならざる事態となつて危急存亡の秋にあらずやと思はれたので三條公は書を書いて岩倉木戸大久保等の東上を促がす所があつた。大久保の東上して政府の現状を見て大に慨する所となつた。左の意見書に徴して其意のある所を知られ得るのである。

### 大久保利通の意見書

昨年末の兵亂漸止、天下平定に及、國家之大基礎可<sub>レ</sub>相立御大策之秋に付天下大小侯伯を被召大會議を以、御確定被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在度御趣意に相伺候處近來不容易形體に推

移り外、外國の輕侮を受、内、草莽之凌辱を蒙り、下、人心に於ては物議騷然日に紛亂に及ばんとす。堂々たる政府の大權何れの地に在るを不<sub>レ</sub>知眞に舊幕府の惡政に劣ること幾許ぞや。固より兵馬匆卒之際善美を盡さざること無論候得共一日政府を存すれば一日の責免るべからず。況乎歲餘を経るに至るおや。抑、其根由を推尋するに政府確定の規則なく刑賞妄濫進退錯雜朝令暮改失禮擧げて不可<sub>レ</sub>言。誰か是を長大息せざらんや。往古大亂の後無事に宴安し下情の困苦する所以を知らず萬民の非とする所を非とせずして其非を遂げんとするより天地の怒に觸れ終に社稷を滅し候例古今和漢に明赫たり。今や在官の人其覆轍を鑑戒して人心の向背時世の現勢を明察し禍福相依り利害相伏する所を詳にし厚く己に反する所ありて斷然改<sub>レ</sub>之天下衆庶をして堂々たる政府あることを知らしめ在職の人同心一體死力を盡し確實寛大の朝旨を奉體し新奇を省き多岐に涉らず致々として不<sub>レ</sub>倦徐々として其利害を見其事を決し手を下すに至つては屹然とし

て奪ふべからざるべし。政府其道を明にし條理を盡すに  
至て始て其基本開き從て朝威も振起すべし。さすれば此  
扶顛の成功も出來させらるべきか。體立て用あり。體用本  
來を正して百事舉るべし。即今之急務他に見るべきなし。  
體用顛倒して其成功を求め得べからざるなり。

と以て當時政府部内の混雜せる状態を推知するに足る。茲  
に於てか大久保以爲く「政府の基礎を鞏固ならしめんと欲  
せば先づ適材を適所に用ゐ彼の情實に拘りて人の爲に官を  
設くるの弊を矯正せざる可らず。此の目的を達せんには宜  
しく公選法を實施すべし。而して公選は當に輔相議定より  
始むべし」と即ち輔相一人議定四人參與六人を定員として

投票に依り此等官職者を選定することゝなつた。年の五月  
十三日、天皇臨御選舉を行つた。其時の詔勅は左の通である  
朕惟フニ治亂安危ノ本ハ任用其人ヲ得ルト得サルトニ在  
リ。故ニ今撤テ列祖ノ靈ニ告ゲ公選ノ法ヲ設ケ更ニ輔相  
議定參與ヲ登庸ス。神靈降鑑過無カラントヲ期ス。汝  
衆其レ斯意ヲ體セヨ

と此公選法は恐くは米國大統領選舉の方法を耳にする處が  
あつて斯くは意見を立て收拾統一し難き境地から救済の好  
手段と考量したるべきか、天皇親政の許に親任又は勅任せ  
らるべき高官を選舉に依つて選定するが如き思はざるの甚  
しきものである。立法機關としても先づ貢士の別を採用し  
たが之れを公議所と改め再變して集議院と爲し三轉して左  
院と爲し終に元老院となつた。之れ後日帝國議會として表  
現さるゝに至つた濫觴であると思はる。

四月二十三日公議所開會式の舉行に際しての詔書は左の  
通りである。

#### 詔書（明治二年四月二十日）

朕嚮ニ汝百官群臣ト五事ヲ掲ゲ天地神明ニ質シ綱紀ヲ皇  
張シ億兆ヲ綏安スルヲ誓フ。然ルニ兵馬倉卒未ダ其績ヲ  
底サズ。朕夙夜上ハ神明ニ畏レ下ハ以テ億兆ニ慙ツ。今  
ヤ乃チ親臨汝百官群臣ヲ朝會シ大ニ施設スルノ方ヲ諮詢  
ス。是レ神明安危ノ決今日ニ在リ、試ニ宜シク腹心ヲ披  
キ肺肝ヲ表シ可否ヲ獻替スベシ。朕將ニ勵精竭力大ニ經

始スル所アラントス。汝百官群臣其勗哉。

先是年の二月二十五日太政官府を東京に移したるの翌日である公議所開設の詔勅が發せられた。曰く、

朕將ニ東臨シ公卿群牧ヲ會合シ博ク衆議ヲ諮詢シ國家治安ノ大基ヲ建テントス。抑制度律令ハ政治ノ本億兆ノ頼ル所以テ輕シク定ム可カラス。今ヤ公議所法則略ホ定マルト奏ス。宣シク速ニ開局シ局中禮法ヲ貴ヒ協和ヲ旨トシ心ヲ公平ニ存シ議ヲ精確ニ期シ專ラ皇祖ノ遺典ニ基キ人情時勢ノ宜キニ適シ先後緩急ノ分ヲ審ニシ順次ニ細議シ以テ聞セヨ朕親シク之ヲ裁決セン。

以て公議所開設の本旨の存する所を知るべきである。而して公議所の會議は律法を定むるを以て第一要務とす。其餘の事は議長の酌定に依るべしと然るに二年七月八日公議所は集議院と改稱せられて上下二局となつた、其規則の劈頭に次の一文がある。

集議院は廣く衆議を諮詢し國家治安の大基を建給ふ御心に體し奉り億兆心力を盡すの場所なり。故に議事は詔書

を○奉し太政官と心志を合し専ら政治の根本を旨とし普く時務に涉り皇國內氣脈際離せざるを要す。

と其用意の有る處知るべしである。明治維新の革政漸く緒につき政府の組織を如何に爲すべきか相當腦漿をしぼりたるの跡歴然たるものがある。斯くして集議院の設立に依り衆知を集めて善政を布かんと企てたが明治三年五月に至りて集議院は左の如き上申を提出した。

「是迄議院の内には兎角時勢の通ぜざる向も有之候處此度議院御開に付候而は殊に新規選舉に相成候議員も多く旁以方今皇國の大勢に暗く時機明瞭ならざる等の弊有之候而は自然至當之議事も相整間敷哉と相察申候間何卒諸官省へ被仰達各其所掌に従ひ方今の大勢如何當務の急如何應機の御所置如何後々成行に付見込如何等其略説を御取集に相成集議院へ御示有之候様奉願候。」

合議體の缺點が其組織員各員の認識不足で他人の力を借り來つて其職能に利用するに存することは時の古今に差別がない感を禁する能はざるのである。翻つて彈正臺の上申を

見るに、

「今般議員新選に付方今の夫勢に暗く時機に明かならざる由にて諸官省より即今の形勢當務の緩急應機の處置等其略を記し議院に示すべしと是れ議院の拙を天下に示す所以にして議事に一益なるを見ず。何となれば議院は今日現に天下に布告し或は施行する等の大事件の可否得失を

議定して大公至正を天下に示し蒼生を安んぜしむる所に於て徒に空題を設け空論を張り虚文華辭に役々して雌雄を争ふ所に非ざるあり。今官省豫しめ見る所を示すも是れ亦空題を設くるに齊しく議事に於て何の益あらん。若し官省に關する事件を議するに當て其事實明ならず施行する所審詳ならざる等あらば其時に臨み其官省の長官以下を議院に請て其事を問答すべし。是其情實を知り氣脈を通じ議員をして勉勵自奮議事亦切實ならしむる所以なり今、新選の議員は悉く列藩の大參事にして其藩政を施行するものに非ずや。今其大任に居り大職を奉じ今日の夫勢に通ぜざるもの實に窃位の人と云ふべし。宜く速に

淘汰の法を設け之を黜陟せしめて可なり。」

と之れ明かに集議院の無能を彈劾し不信任を表明するものにして而かも痛烈を極めて居る。斯の如く立法機關の萎靡振はざるに於ては之を廢するは當然の歸結である。故に明治六年六月二十五日遂に廢止の運命に逢ひ其事務は左院の管する所となつた。

#### 行政に關す思想の傾向

徳川將軍既に政權を奉還し三百の諸侯も人民版籍を奉還したるを以て中央集權の基礎は確立し明治維新の革政は其實績を見るに至つたが其結果は茲に更始一新の國是を樹立せねばならぬこととなつた。五箇條の御誓書に依つて大方針は啓示せられたが具體的方策は如何にすべきか此案件は重大性を帯びて居るので爲政者として重要な地位に在るもの、苦心は察するに餘りある次第である。

時に岩倉公と師弟の誼を結び東駕東幸、六師征討、神武建國を以て紀元と爲したること、女官の政治に容喙するを制止したること等の如き建策を爲したる者に玉松操と云へ



る人物があつた。則ち王政復古に關する諸制度の制定に關し建武中興の制度を採酌して律令職制を建設せんことを主張する者があつたが彼玉松操は「小なるかな其の規模や此の如くんば予は亦其議に參するを得ず」と又曰ふに「今日の事は唯だ神武創業の規模に基くに在り、然らざれば天下再び武門政治に歸せんのみ」と實に徳川將軍の政權奉還は其名のみにして幕府の實體未だ全地に落ちず薩長及二三の諸藩を除くの外各藩の向背未だ定まらず維新政府の基礎未だ確立せざるに拘らず斷然攝關幕府を廢し「神武創業の始に原つき縉神武辨堂上地下の別なく至當の公議を竭くし天下と休戚を同くする」ことを宣言したる所以のもの其王政復古の大義が天下の公議を採用し新興國の基礎を確立せんことを期するに在ることが知らるゝのである。

斯くの如く國是の決定を急務とする秋に當り府縣行政論を主張したる新智識者に玉松操の外福澤諭吉、西周、津田眞道、箕作麟祥、神田孝平、加藤弘之、寺島宗則、森有禮等の如き人物があつた。或時岩倉公玉松操に問ふて「一

に建武中興の例に倣はんか」と玉松答へて「左様なく小規模にては不可である。宜しく神武東征の例に則らねばならぬ。乃ち我が王朝の制度たる郡縣の制に依據せざるべからず」と云へり又津田は陸奥宗光に告げて斯く云つた「上古王政の時代は郡縣制度であつたが封建制度となつたのは鎌倉以來王權武門に移つた結果に外ならない。然るに世運の進歩するに及び宇内列國皆封建制度を廢して郡縣制度を布くに至る是れ自然の勢である。今日に當り我日本か歐米各國と對峙して其雄を争はんと欲するならば王政維新の業其緒に就くことを得」と述べたと傳へられておる。其外に伊藤博文、木戸孝允、大久保利通、後藤象次郎、江藤新平、寺島宗則の如き爲政家は矢張府縣行政主張者である。だが此等の府縣制度と稱するは地方分權主義に基くものであるか將又自律自存の地方自治主義に據るものであるか判明しない。彼等が理解し認識したる處は府縣自治の眞體に觸れたものであらうか否や。

明治三年八月岩倉公が草したと傳へられて居る建國策は

經世有用の文である。左に之れを掲ぐる。

## 建 國 策

建國の體を明かにす可き事

上古天神は諸册二尊に勅して國土を經營し億兆を生々す既に億兆を生々す。亦之を統治する道なる可からず。天神乃ち天孫を降臨せしめ神胤をして國土の主たらしむ。是に於て乎萬世一系の天子統治するの國體建つ。是に於て乎億兆各其分を守り君臣の義定まる。是れ天神が億萬年の後を慮り國土をして永世安全ならしむる所以にして神意至らざる所なし。是故に天子は億兆をして各其業に安んじ各其所を得せしむるは即ち天神に事ふるの務なり。億兆も亦各其業を勵み各其生を保つは即ち天子に事ふるの務なり。是を上下の通義と曰ふ是を以て天子は億兆を愛して王者の大寶と曰ひ億兆は天子を尊んで上御一人と曰ふ。是れ即ち我建國の體にして宇宙間決して其等倫の國あらざるなり。今より猶億兆萬年の後に至ると雖も易はらざるは固より言を俟たず。然れども方今未曾有の大變革を行ふを以て一層其

本源を明かにせざれば施政の根軸を定むるに於て毫釐の差千里を誤まるの悔を貽さんことを。是れ今日建國の體を明かにせざるを得ざる所以なり。是故に自今以後制度を建て法令を定むるに當て始終有司は建國の體に違はざらんことに着眼すべし。

國家經綸の根本を定むべき事

國家經綸の事は千緒萬端なりと雖も其根本を定むるは惟一に在り。惟一とは何ぞ即ち公理なり。抑政府は億兆をして各其所を得て其生を保たしむるを以て職掌とす。億兆は政府の保護に頼らざれば各其業を勵み各其生を保つこと能はざるなり。是故に政府に於て施行する所の千緒萬端の經綸は悉皆億兆の爲めならざるは莫し。千緒萬端の經綸を施行するには費用なるものを要す。何をか費用と云ふ。一に曰く皇室及政府の費二に曰く神祇の費三に曰く海軍及陸軍の費四に曰く學校の費五に曰く刑律訴訟の費六に曰く貨幣鑄造の費七に曰く道路橋梁の費八に曰く浚河堤防の費九に曰く租稅徵收の費十に曰く民業に關するの費十一に曰く警

備の費十二に曰く外國實際の費此等の費用は悉皆億兆を保護するの費用にして誰か之を供辨す可きや。即ち億兆に非ざれば之を供辨す可きもの無し。是故に租稅の法を大變革して億兆一に之を政府に貢納せしむ可し。何をか之を均一と云ふ。士農工商各自に租稅を賦課するに在り。是れ即ち公理に依り國家經綸の根本を定むる所以なり。

抑歐米各國の富強と稱するは畢竟國家經綸の根本を確定するに由る。聞く所に依れば米、佛、英、獨、魯諸邦の如き一ケ年の經費數億千萬兩に上り而て猶常に餘財ありと我皇國は歲入僅に一千一百万石許とす。(三府現石七萬四千〇十九石二百六十五藩九百十八萬四千八百五十二石四十一縣百四十七萬五千四百二十五石合千七十三萬四千二百九十六石此外雜稅等)之を一石金五兩と算すれば即ち金六千五百萬兩となり。而して歲に豐凶あり。之を平均すれば常に一二割を減すべし。此の如き算額の歲入を以て海外の強國と相對衡せんと欲するは誠に至難と謂ふべし。是れ古來國を建つるに農を以てし米穀を以て正租となすが故なり。此立

國の本を大變革するは極めて至難に屬すと雖も之を大變革せずんば何を以て富強を謀り億兆を保護せんや上文に述ぶる所の一千一百万石の中に於て華族の家録九十萬五千五百五十石餘士族の家録四百五十五萬七千七百二十二石餘合五百四十六萬三千二百八十一石此石高を金に算すれば即ち二千七百三十一萬六千四百五十兩餘にして皇族租稅の半額は華士族卒の家祿に費せり。此の如き現状なるに依り非常の果斷を以て租稅の法を大變革するに非ざれば國家經綸の根本を確定すること能はざるを知るべし。

#### 政府將來施設の目的を立つ可き事

政府の費用は士農工商均一に供辨せしむることに決定せば政府は豫め將來施設の目的を立つ可し。譬は幾許の費用あらば如何なる事業を施設することを得るか如何なる事業を施設せば士農工商は幾許の惠澤を受け幾許の便宜を受くことを得るか。又幾年間は幾許の費用を要するも幾年の後は幾許の利得あるか此等は諸省をして深く謀り遠く慮りて其目的を立てしめて三職に於て之を審議決定して宸裁

を仰ぐべし。經綸の本之より立たざるはなし。理財之源之より生ぜざるはなし。將來施設の目的を立つるは尤必要なりとす。

郡縣の體を大成せん爲に漸次其方針を示す可き事

各藩既に版籍を奉還し郡縣の體を建つると雖未だ全く封建の風習を除くこと能はず。宜く郡縣の體を大成せん爲に漸次其方針を示して以て之を指導すべし。夫れ郡縣の制は天子の私を營むものに非らず。億兆を保護するの道に於て然らざるを得ざるものにして至公至平の理自ら存すればなり。試みに之を言はん。凡そ天下分れて治むるときは國力隨

て分る國力隨て分るときは國勢隨て弱し。國勢隨て弱ければ外寇隙に乗じて至らん。果して然るときは億兆何を以て其業を勵み其生を保つことを得るか。喩へば一國治まると雖も天下壞るときは一國亦其安を保つこと能はず。一家齊ふと雖も一國壞るときは一家亦其安を保つこと能はず。一身健なりと雖も一家壞るときは一身其安を保つこと能はず。是故に天下の安危存亡は即ち億兆の安危存亡なり。

是を以て郡縣の制を確立するときは天下の力を一にし天下の勢を均ふす。皇威是に於てか宣揚し國權是に於てか振張り億兆是に於てか保安す。之を要するに郡縣の制は衆力を一にし衆勢を一にする所以にして海外強國と相抗衡せんには此制に據るに如くは莫し。今や郡縣の體を建つると雖も未だ全く封建の風習を除くこと能はず。廟堂の上宜しく審思熟慮して漸次に之を一新するの方針を以て政令を施行すべし。從來の租稅の法を大變革せんと欲するは即ち億兆の力を一にするに在り。之を施行するの順序を論ずれば郡縣の體を大成するを以て最大急務とす。

列藩の改革は政府の裁斷を仰ぎ一途に歸せしむべき事

天下の力を一にせんと欲せば列藩の改革亦政府の裁斷を仰ぎ以て一途に歸せしむ可し。甲藩は乙藩と其方針を異にし丙藩は丁藩と其施設を異にす。何れの日を以て億兆の方向を一にせん。是れ皇威を宣揚し國權を振張するの道に於て非理の尤甚きものなり。是故に列藩適宜の施政を停止

し政府の裁斷を仰ぎ以て其方針を一途に歸せしむべし。然れども自今俄に之を行ひ難きの事情あらば其行ひ易きものに就き之を行ふべし。是れ郡縣の體を大成する上に於て尤必要なり。政府決して其處置を忽譜に附すべからず。

華族士族家族の制を變革す可き事

華族及士卒今日は國家に對して常務なし。而て租税に衣食するは其公理に背く。後來に於ては必ず之を廢停すべきの論を生ぜん。然れども因襲の久しき一朝之を廢停するは徒に道理に流離せしむべきのみ。政府億兆を保護するの意に非ず是故に家祿の制を變革して以て家産と爲し。更に家産税の法を設けて之に賦課すべし。是れ士農工商均一に租税を賦課し政府の費用を供辨せしむる楷梯の一端なり。既に家祿を以て家産と變革するときは券書を授與して賣買を許可し政府の會計に餘裕あるときは漸次に之を買上ぐべし

士族及卒に農工商の業に就くことを勸誘すべき事

士族及卒の家祿を以て家産と定むるときは各其好む所の生産(農工商)を營むことを誘導勸奨すべし。既に其の好む

所の生産を營ましむるときは自由に他の土地に移住することを許可すべし。從來列藩各其士卒を私有するを以て今日に於ても動もすれば天下一家たるの制度を辨ぜざるに依り士族卒をして自由に他の土地に移住せしむるは列藩士卒を私有せし舊習を一洗するに足る。且又農業を營まんと欲するものには天下不毛の土地多きを以て之を附與して開墾せしめ其生業を助くべし。是亦一舉兩得の處置なりとす。

藩知事朝集の制を廢し鞏下に在任せしむべき事

列藩既に版籍を奉還し更に知事に命ぜられ郡縣の體裁始て建つ。然れば藩知事の如きも世襲せしめず其人を精選して之を命ぜらるべきは素より論を俟たずと雖も今日に於ては俄に之を行ふ可からざるの事情あり。今姑く舊慣に仍るは已むを得ざるなり然るに各藩沿襲の久しき國政を以て其家政と混淆す一朝に之を改革すること能はざるは必然の勢なり。政府は宜く郡縣の體を大成するの方針を示して之を指導し以て其一新を力めしむべし。方今綱紀を恢張し外國と抗衡するの時に際するを以て藩知事たるものは親く廟謨

を候し叙旨の在る所を體し以て藩政を施行すべし。是れ上下一貫衆庶同一の規律に率從せしむる事を要すればなり。

因て藩知事中三年一度朝集の制を改て二年一度藩地巡檢の制と爲し輦下に在住せしむべし。此の如く改制するときは在藩の大小參事屢輦下に出て親く朝憲を候することを得て藩政改革に於ても大に裨益する所あるべし。

#### 藩を改て州郡と爲す可き事

方今府藩縣の制を立つるの爲に各藩の吏員は其名に拘泥して舊習を脱却すること能はず。故に藩を改めて州郡となし州は十萬石以上とし郡は一萬石以上とす。此の如く名を改むるときは大に舊來の耳目を一洗するに至らん。

#### 天下民治の規則を一定して民部省の總

#### 轄に歸せしむべき事

戶籍、寺院、土木、騾遞、鑛山、森林、開墾、牧畜、造船、鐵道、電信、燈臺等に關する規則を立て府藩縣に於ては民部省の指揮監督を受けて之を施設し遐邇同一轍ならんことを要す。是れ郡縣の體を大成するに於て尤急務とす。

#### 天下の財源を一定して大藏省の總轄に

#### 歸せしむ可き事

天下の租税は悉皆之を大藏省に上納して國家の財源を豊阜にし二官六省府藩縣の費用は一切之を大藏省に仰がしむ可し。大藏省は租税の賦課及び徵收の法を明かにして大信を天下に布き二官六省府藩縣の費用を調理し以て國家の財源をして涸渴することなからしむ可し。

方今各藩の如きは會計出納各其法を異にするを以て一朝に前文の如く施行し難き事情あるべしと雖も大藏省に於て其規則を定め之を令せば一二年を出でずして必ず施行することを得るに至らん。

#### 天下の兵制を一定して兵部省の總轄に

#### 歸せしむべき事

天下の寇敵は天下と共に之を討伐防禦すべし。然らば天下の兵制は無事の日に於て之を一定し以て緩急の備をなさんことを要す。而て天下の兵を統帥するは即ち天子なり。是故に今日は各藩に於て私に兵制を立て兵員を養ひ兵器軍

艦を蓄ふことを得ざるは勿論にして兵部省に於て天下の兵を管轄し一朝緩急あらば一號令の下に天下の兵を動かすことを得べき方法を設立すべし。

天下の刑罰及人民訴訟の法を一定して

刑部省の總轄に歸せしむ可き事

刑罰及人民訴訟の法は公平を主とし裁判の公理を明かにするを要す。故に府藩縣をして法律に關する事件は刑部省の指揮監督を受けしむべし。且刑部省に命じ速に刑律改定を進奏せしめ宸裁を経て之を府藩縣に頒布すべし。

天下に中小學校を設置して大學に隸屬

せしむ可き事

天下に不教の人民なからしむるには府藩縣各二三箇所の中學校と數百十箇所の小學校を設置せざる可からず。國家をして文明に導き富強に赴かしむること人智の開進に在るは勿論にして天下の人民をして不學のもの無からしむるは一朝にして成るべきものに非ず。今にして之を施設せざれば悔ゆとも及ばざるものあらん速に學制を府藩縣に頒布し

て各之を施設せしめて大學の監督に屬せしむべし。

古人云ふ「願與諸賢定國是」と今や皇國は内治外交百端紛集し復古發令以來既に三年朝權未だ全く立たずして尾大不掉の患あり。罪實に朝廷の大臣に在り今日の事一日忽諸に附するときは百年の大患を貽さん。惟反省責己誓て國家の基礎を確定するに在るのみ頃日朝廷の諸賢建國以來の議あり。因て具視が鄙見及諸賢より曾て聞くの説を取り雜へ之を書して以て閱覽を煩はす。願くは諸賢其枝葉を棄て、根本を培ふことに努め報效を謀る所あらしむことを。」

と衆智を收めて明治維新鴻業の根本政策を具體化せんことに精進努力したるの跡は此意見に依つて推知し得らるゝのである。王政復古と云ふも實は我國中興の創業であると言ふべきである。諸政策の確定に關しては素より多意多見議論百出迂餘曲折其困難事なることは想像するに餘あり殊に廢藩置縣の大英斷は一大事業であつて實に立憲政治の基礎となり地方自治の根基となつたといへども當時に在つては驚天動地の處置であつた。時に福井藩の雇外國教師グリ

ツフヒスをして驚嘆せしめたことは此廢藩置縣の斷行であつた。同人の手記中の一節を掲げて参考に供す。曰く、

「落雷せり。政治的地震は其根柢よりして日本を震動せり。其結果の如何は此の福井の地にて也能く目撃せらるべし。今日此地武士の家族は到る處として昂奮せざるなく。

余は彼等の或者が三岡(由利公正)を殺さんと企てつゝある。

旨を聞けり。三岡は千八百六十八年に於ける功勞に由りて收入多き人にして久しく福井にありて改革の原動力となり。其進歩を助くるものなり。此朝十時。東京より飛報は藩廳に達せしに忽にして日本教師及諸役の我校事務室に會集せるなり。余は稍ありて彼等と面せしに其の多數は皆色を失ひて痛く昂奮せり。今達したる詔勅は武士の世祿を廢して總ての世職を止むるを令するものなり。官吏の數は出来る丈縮減せられ藩の財産は全部中央政府の有に爲し福井藩は新に縣と爲り其の官吏は從て直接に東京より任命せらるることと爲りたり。余は此の改革を贊す。從來我校々事務員たるもの十四名なるも船員多く

て船漕げざるていたらくなりしに今や又た減せられて四名と爲れり。藩廳の一吏は余に告ぐるに余の四名の護衛兵と八名の番兵とも悉く廢せらるべき旨と以てせり。福井の地方廳吏は之れに由りて五百人より七人に縮少せらるべしと云ふ。官僚主義は顛覆せり。日本多年の病患は働かざる役人と懶惰なる游食者の多きこと是れなり。今や『シンドバド』は海の老人を振り離せり。新日本萬歳と謂ふべし」と。(未完)

×

×

×

×